

資料 3

精華町審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、透明かつ公正な会議の運営を図ることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた町政を一層推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、法令等の規定により、公開をすることができないとされているときを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 精華町情報公開条例（平成14年条例第2号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想される時。

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を精華町のホームページに掲載その他適当な方法により周知するよう努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時

- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

6 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続等を定めるものとする。

7 審議等の要旨の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の審議等の要旨を精華町のホームページに掲載その他適当な方法により閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、精華町情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議等の要旨を公開するよう努めるものとする。

8 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

9 施行期日

この指針は、平成21年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用する。